

議案第 6 2 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 1 9 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する
条例

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 1 6 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 緊急時本人情報提供サービス（事故、急病等の緊急時において緊急連絡先等の本人に関する情報を救急隊員等の第三者に提供できるサービスとして規則で定めるものをいう。）

第 2 条第 2 項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
（市川市手数料条例の一部改正）
- 2 市川市手数料条例（平成 1 1 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表税関係手数料の表備考中「第 2 条第 1 項第 1 号」を「第 2 条第 1 号」

に改める。

(市川市印鑑条例の一部改正)

3 市川市印鑑条例(昭和52年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書及び第2項第3号中「第2条第1項第3号」を「第2条第3号」に改める。

第12条第2項中「第2条第1項第3号」を「第2条第3号」に改め、同条第4項中「第2条第1項の」を「第2条の」に、「同項第1号イ」を「同条第1号イ」に、「第2条第1項第1号イ」を「第2条第1号イ」に改める。

理 由

実証研究事業として提供する多目的サービスの検証期間が満了することに伴い、当該事業を廃止するとともに、その検証結果を踏まえた多目的サービスの提供を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

